

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定—よくある質問

以下は、我が国がTPP協定交渉参加国との協議を通じて、これまでに収集した現時点の情報をもとにしたものである。

食品安全

Q 輸入食品の安全性や食品の安全基準はどうなるのですか？

- 食品の輸入について、食品安全に関する措置を実施する権利は、WTOの「衛生植物検疫措置に関する協定」(SPS協定)で我が国を含む各国に認められており、我が国の措置を適切に実施することにより、輸入食品を的確に監視してまいります。
- TPP協定交渉では、主な議論の内容は、検疫措置を実施する際の手続の迅速化や透明性の向上等である模様で、現在のところ、牛肉の輸入規制、食品添加物、残留農薬基準や遺伝子組み換え食品の表示ルール等、個別の食品安全基準の緩和は議論されていませんが、今後、提起される可能性も排除されません。
- しかしながら、仮に交渉に参加する場合であっても、TPP協定のような複数国間の交渉では、ある国の食品安全に関する措置の変更が他国から一方的に求められることは想定しがたく、いずれにせよSPS協定で認められた食品安全に関する措置を実施する権利の行使を妨げる提案を受け入れることはありません。

医療・保険

Q 混合診療の全面解禁、営利企業の医療参入等が求められるのですか？
その結果、日本の公的医療保険制度は変わるのですか？

- 混合診療の解禁や、営利企業の医療参入については、TPP協定交渉において、議論の対象となっていません。
- また、TPP協定交渉参加国間のFTAでは、金融サービス分野において公的医療保険制度は適用除外されており、TPP協定交渉においても、公的医療保険制度は議論の対象となっていません。
- なお、仮に交渉に参加する場合には、政府としては、安心・安全な医療が損なわれないよう対応します。

外国人専門家

Q 外国の資格を有する外国人専門家(医師・弁護士等)の受入れについてはどうなるのですか？

- 我が国で医師・弁護士等の専門家として活動する際には、国籍にかかわらず、我が国の法律等で規定されている資格・免許が必要となります。
- 他国の資格・免許を相互に認め合うこと(相互承認)について、TPP協定交渉では、個別の資格・免許については議論されていない模様です。
- TPP協定交渉参加国間のFTAでは、将来、資格・免許の相互承認を行う可能性を念頭に、二国間での協議の枠組みを設けたり、優先的にその可能性を検討する資格を予め列挙するものはありますが、直ちに相互承認を義務とするものではありません。
- このような点を考慮すると、TPP協定によって、外国人専門家が大量に国内に流入するような事態は考えられません。
- 仮に交渉に参加する場合にも、個別の資格・免許の相互承認を行うか否かについては、国家資格制度の趣旨を踏まえ、我が国が主体的に判断します。

労働市場

Q 外国からの単純労働者の受入れについてはどうなるのですか？

- 一般にFTAでは、貿易や投資を活発化させるために、ビジネスマンの商談目的の短期的な滞在や、現地法人の経営幹部の派遣・駐在(企業内転勤)、技術者などサービスを提供する専門家の移動等、人の往来についても規定しています。
- TPP協定交渉参加国間のFTAには、専門職の査証枠を設定する等、短期商用目的や企業内転勤の他、サービスを提供する専門職を対象としているものもありますが、いわゆる単純労働者は対象になっていません。
- TPP協定交渉でも、「商用関係者の移動(ビジネス・モビリティ)」が議論されていますが、いわゆる単純労働者は議論の対象になっていません。
- なお、「労働」の分野でも、貿易・投資の促進を目的とし、コスト削減のため労働基準を緩めることを禁止すること等が主たる論点となっており、労働者の国境を越えた移動の自由化は議論の対象ではありません。
- このような点を考慮すると、TPP協定によって、外国人単純労働者の流入が容易になるような事態は考えられません。